

参議院建設委員会會議録第三十号

昭和三十一年五月八日(火曜日)午前
十時四十五分開会

委員の異動

四月三十日委員柳原亨君辞任につき、
その補欠として西岡ハル君を議長にお
いて指名した。
五月四日委員石井桂君辞任につき、そ
の補欠として中川幸平君を議長におい
て指名した。
五月七日委員中川幸平君辞任につき、
その補欠として石井桂君を議長におい
て指名した。

出席者は左の通り。

委員長
理事

赤木 正雄君

石井 桂君

小澤久太郎君

近藤 信一君

大谷 實雄君

酒井 利雄君

西岡 ハル君

武藤 常介君

小笠原三男君

田中 一君

若木 勝蔵君

村上 義一君

委員

瀬戸山三男君

馬場 元治君

堀川 恭平君

政府委員

建設政務次官

堀川 恭平君

建設大臣

馬場 元治君

建設政務次官

堀川 恭平君

建設大臣

馬場 元治君

建設政務次官

堀川 恭平君

建設省計画局長 町田 稔君
建設省道路局長 富樫 凱一君
事務局側
常任委員 武井 篤君
会専門員 前田 光嘉君

説明員

建設省計画局 前田 光嘉君
附建設事務官

○理事の補欠互選

本日の會議に付した案件
○土地収用法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(赤木正雄君) ただいまから
委員會を開会いたします。

委員變更の件を御報告申し上げま
す。四月三十日柳原亨君が辞任され、
補欠として西岡ハル君が指名され、五
月四日石井桂君が辞任され、補欠とし
て中川幸平君が指名され、また同月七
日中川幸平君が辞任され、補欠として
石井桂君が指名されました。

お諮りいたします。委員變更に伴つ
て理事一名が欠員になっております。
この際理事補欠互選を行いたいと存じ
ます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(赤木正雄君) 御異議ないと
認めます。

つきましては、この補欠互選の方法
は、成規の手続を省略して、委員長の
指名によることに御一任願いたいと存
じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(赤木正雄君) 御異議ないと
認めます。

つきましては、この補欠互選の方法
は、成規の手続を省略して、委員長の
指名によることに御一任願いたいと存
じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(赤木正雄君) 御異議ないと
認めます。

つきましては、この補欠互選の方法
は、成規の手続を省略して、委員長の
指名によることに御一任願いたいと存
じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(赤木正雄君) 御異議ないと
認めます。

認めます。
それでは、私から理事に石井桂君を
指名いたします。

○委員長(赤木正雄君) 土地収用法の
一部を改正する法律案を議題に供し
ます。

本案は去る四月二十六日、衆議院に
おいて修正議決されて本院に送付され
ました。ただいまよりこの修正点につ
いて衆議院議員瀬戸山君から御説明を
承わりたいと存じます。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) ただいま
議題になっております土地収用法の
一部を改正する法律案につきまして、
衆議院の建設委員会では修正を付し、本
會議で可決されましたので、その修正
の案につきまして御説明を申し上げます。

修正案の内容についてはすでに御承
知の通りでありますので、その理由に
ついて申し上げますが、第一に、第四
十条の改正規定を削除いたしましたの
は、現行法におきましては「協議をす
ることができないとき」というふうにな
っており、そのを、さらにそれを拡張
いたしましたので、原案におきまして
は、あつせん委員において当事者の合
意が成立しないということであつせん
を打ち切られた、こういう場合は協議
が必要でない、こういうふうな原案に
なっておりますけれども、収用手続に
おきます当事者間の協議の重要性にか
んがみまして、あつせんがとのわな
い場合におきましてはやはり協議を省

略するということとは妥当でない、こ
ういふ考え方から、現行法通りとい
う次第であります。

次に、第四十一条及び第四十二条の
改正規定を削除いたしましたのは、た
だいま御説明をいたしました第四十
条の改正規定を削除いたしましたので、
それに関連します条の整理をいたし
たわけであり、

第三に、やはり第六十四条の改正規
定を削除いたしましたのは、御承知の
通り、現行法第六十四条第二項中の
「その他相当でない」場合として処理
し得るものでありますから、特に改正
の必要がない、かような考え方であり
ます。

なお、第二百二十五条の改正は字句の
整理をいたしたものであります。

以上が衆議院における修正案の要旨
であります。これは自由民主党、社
会党、両党慎重に協議をいたしました
で、共同の修正になっておりますの
で、何とぞよろしく御協賛をお願いす
る次第であります。

○委員長(赤木正雄君) ただいまの御
説明に対して御質疑のある方は、御発
言願います。

○田中一君 瀬戸山さんに伺いますが
ね、原案と修正案との交代した形とい
いますかね、話し合いの内容です、そ
の要点だけを一つ、今の御説明につ
け加えて御報告願いたいと思うので
す。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 原案を
修正いたしました中心は、大体ただ一
つであります。第四十条の規定を削除

することが中心の問題になっておるわ
けであります。これは政府提案にお
きましては、土地収用をなるべくすみ
やかにいたしたいという趣旨から、た
だいま御説明申し上げましたように、
あつせん委員において合意がとのわ
なかつた、そういう場合には、さらに
起業者と被収用者と申しますかとの
協議をするということとはむだであるか
ら、そういう時間を省くためにこの
改正規定を出したというのが趣旨のよ
うであります。私もそれが修正をいた
しますときにいろいろ検討いたしました
のは、御存じの通り、土地収用は公
共の公益と申しますか、公益と私権と
の対立をどの点において調整するか
ということが中心の問題であります。公
益に重点を置くのと私権を圧迫する、ま
た私権に重点を置くのと公益が後退す
る、こういう事情にありますが、その
調整をするにいて、やはり個人の権
利というものを相当に尊重するとい
う趣旨は、これはやはり法律的に認めて
おかなければならない。そういう建
前から、こういう協議という個人の話し
合い、起業者と所有者との話し合いと
いうものはやはり最後まで尊重すべき
である、こういう建前からこの改正の
規定を削除いたしました、これが真相であ
ります。

○田中一君 私の伺いたしたのは、この
原案を自民党が出そうと言つた場合
に、衆議院において社会党が代案を出
したわけですね。そこで社会党案と政府
案との間に、どういふ話し合いのもの

にこのような修正案に妥協したかといふことを伺いたいです。理屈はいいですが、わかってますから。その経緯を伺いたいと思います。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 御存じの通りに、社会党から土地収用法の一部改正の法律案が議員提案として出されております。その趣旨は、やはり私権をできるだけ尊重するといふに尽きておるのです。内容はいろいろ書いてありますが、できるだけ私権を尊重するといふ趣旨で、いろいろ研究をされて、その点は私も個人としての権利を尊重するといふ意味において、非常に御苦心をされたといふことについて、深甚の敬意を表しておるのであります。ただ、しかしながら、公益ということ、公共事業その他のいわゆる公益と云ふことも、これは尊重しなければなりませんので、あまりに私権だけを重視して、國家その他の公共の事業が後退するといふことも、これは必ずしも感心ならない。そこで社会党の考え方の私権尊重という面と政府が考えております公益というものの妥協点として、この協議をするという点だけはやはり最後まで残そう、こういう話し合いで、別に深いいろいろな事情はないといふことを御了解願いたいのであります。

○田中一君 もう一つ伺いますが、三月十四日付でもって全国知事会が出しておる意見書がございますけれども、これはどういふ形でもってこの意見書に基いた話し合いはいたしましたか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 全国知事会からの意見書というのは、第十七条の改正に関するものであったと思いますが、その点については質疑応答は

ありましたけれども、これは両党とも別にこの点については深く取り上げなかった、こういう事情であります。

○委員長(赤木正雄君) 別に御発言はありませんか。——では、御発言はこの件についてはないものと認めまして、それでは本案の逐条説明を政府委員から伺います。

○政府委員(町田稔君) まず、第三条第十七号の改正について説明をいたします。第三条は、土地収用法の適用を受けて土地を収用し、または使用することができ公共の利益となるべき事業を列挙しました条文であります。第十七号は、公益事業令による公益事業の用に供する電気工作物を掲げたものであります。公益事業令による公益事業と申しまして、その公益事業のうちガス事業につきましては、ガス事業法により第十七号の四として別に掲げられ、残るのは電気事業のみとなっておりますのであります。公益事業令は昭和二十七年に効力を失いましたが、電気及びガスに関する臨時措置に関する法律によって、電気事業に関する法律が制定されるまで、なおこれによることとなっております。今回の改正はこの点を明らかにしたものであります。第十七号の三の改正もこれと同趣旨の改正であります。

次に、第十七条第一項に三号として一号加える点について御説明いたします。第十七条第一項は、建設大臣が事業の認定に関する処分を行う事業を掲げたものであります。今回これに、事業の性質上、その利害の影響が一の都道府県の区域をこえまたは道の区域の全部にわたって及ぶようなものを加えたのであります。このような性質の

事業につきましては、一の都道府県の区域を管轄する立場にある知事よりも、都道府県の区域にとられず全国的見地より判断できる立場にある建設大臣において事業認定処分をする方が妥当であるからであります。以上のような性質を有する事業として、具体的に以下に列挙し、これらを建設大臣が事業の認定に関する処分を行う事業に加えることとしたのであります。

次に、以下各事業について御説明いたします。

イの「港湾法による港湾施設で重要港湾に係るものに関する事業」は、第三条第十号の港湾法による港湾施設のうち、港湾法に定めるところにより重要港湾に指定された港湾における港湾施設に関する事業を取り上げたものであります。

ロの「航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業」とは、第三条第十二号に該当する事業であります。

ハの「国際電信電話株式会社が公衆通信の用に供する施設に関する事業」は、第三条第十五号の二に掲げてあるものであります。そのうち日本電信電話公社につきましては、当該公社法により土地収用法の適用については国とみなされ、事業の認定は建設大臣の所管となっておりますので、これを除いたものであります。

ニの「日本放送協会が放送事業の用に供する放送設備に関する事業」は、第三条第十六号のうち、日本放送協会が行う放送事業の用に供する放送設備に関する事業を取り上げたものであります。

ホの「旧公益事業令による電気事業

の用に供する電気工作物に関する事業」は、第三条第十七号に該当するものであります。そのうち電気工作物に関する事業を行う電気事業者の供給区域が一都道府県内に限られているものにつきましては、従来通り、都府県知事が判断すべきものと考えられますので、これは除外いたしました。

ハの「電源開発株式会社で設置し、又は改良する発電施設又は送電変電施設に関する事業」は、第三条第十七号の二に該当するものであります。

トに掲げる事業はいわゆる付帯事業でありますから、右に述べた本事業とあわせてその事業計画を審査し事業認定をすることが定めらるべき性質のものでありますから、特に建設大臣が事業の認定に関する処分を行う事業として掲げたものであります。

第十八条第二項第三号から第五号までのうち「意見」とあるのを「意見書」と改めるのは、土地の管理者または関係行政機関の意見は書面で述べられた意見を添付すべきものでありますので「意見書」と改め、土地の管理者または関係行政機関の作成した意見書を添付すべきことを明らかにしたものであります。

第十八条第三項を加えるのは、第二項第三号から第五号までに掲げる意見書、すなわち事業認定申請書の添付書類として必要なこれらの意見書が相当期間経過しても交付を受けない場合には、起業者においてその事情の概要を説明する書面を添付すればよいこととした規定であります。起業者は、事業認定の申請をしようとしても、その添付書類であるこれらの意見書を相当期間経過しても得ることのできない

ときは、認定の申請が容易にできないこととなるので、事業の実施にも影響を及ぼすことになるわけでありますから、今回このような規定を置いて手続の簡素化をはかるうとするものであります。そのかわりに、起業者にかわって事業の認定処分を行うとする建設大臣または都道府県知事が意見を聞くこととしたのであります。これが次の第二十一条の改正の理由になるわけであります。

第二十一条の改正は、ただいま御説明いたしました第十八条の改正に対応するものであります。意見書の添付がなかったとき、「意見を聞くべき場合」につけ加え、また第四条に規定する土地の管理者の意見も聞く必要がありま

す。第四条に規定する土地の管理者といふのは、第四条の規定によれば、現に土地を収用しまたは使用することができ、事業の用に供している土地について、これを別の事業のために収用または使用するものは特別の必要がなければならぬことになっておりますが、そのような土地についての管理者をさすものであります。ただし書は、この土地の管理者が実際に不在、不明等の場合も考えられますので、そのような場合には聞く必要がないといふことをいっておるのであります。

第二十四条第一項の後段を削って第三項を加えたのは、建設大臣が事業認定申請書及び添付書類を市町村長を送付する際に、都道府県知事を経由することやめ、市町村長に直接送付することとし、そのかわり、知事に

は送付後直ちにこれを通知して、当該申請書及び添付書類の写しを送付することとしておるのであります。取用系統の簡素化をはかったものであります。

第二十六條第三項の改正は、建設大臣が事業認定をしたとき、都道府県知事に対し第十八條第二項第一号から第四号までに掲げる書類の写しを送付することとせよとしたものであります。これは、ただいま申し上げました第二十四條第三項により、すでに送付済みだからであります。

第四十條と第四十一條、第六十四條等につきましては、説明を省略いたします。

第二百二十五條の改正は、取用委員会の裁決事務の複雑化の現状にかんがみ、裁決申請の場合の手数料を引き上げるようにするものであります。従来は一万円が最高限でありましたが、これを十万円に改めまして、裁決申請にかかる損失補償の見積り額に応じて手数料を政令で定めることとしたのであります。

最後に、附則のうち経過規定につきまして御説明申し上げます。

第二項は、従前都道府県知事に事業認定の申請をしていた事業で、この改正法により建設大臣に申請をしなければならぬこととなるものでも、すでに申請済みのものはそのままでよいというのであります。

第三項は、改正前の法律により、建設大臣が事業認定申請書を公衆の縦覧に供するために関係市町村長に対し都道府県知事を経由して送付したときは、この改正法によらず旧法による手続によって処理すべきことを規定した

ものであります。

第四項は、裁決申請手数料の額は、改正法の施行前にすでに申請済みのものは、改正法による手数料を納めないでよいことにしたものであります。

以上簡単であります。土地収用法の一部を改正する法律案についての御説明を終わります。

○委員長(赤木正雄君) 各条につきまして、また全般につきまして、御質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中一君 この十七條の三ですね、このイからトの間のこのトの方です

が、イからトまでに掲げる事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、とありますけれども、これはむしろ電気の関係ですが、これを電流を流導するものが

必要なんです、索道、電線路ということが入っておりますけれども、軌道、鉄道の場合にはいいと思いますけれども、索道、電線路というもののについて、これは個人の持っている宅地とか、それから立木とかいうものに対して、横暴にそれ

の空中を通過することがたくさんあるのです。そういう場合には、現に私の知っている範囲では、それに対する補償とか何とか全然してないのです。

空間における使用料なんというものはとっておらないのです。それが実情なんです。そういうものはどういう考え方を持っておるか。従来、新法を作る場合には相当論議してあるのです。

実態としては、何ら補償もしなければ了解も求めずして、やるのが多いのです。こういう点はどういう考え方を持っているのですか。索道、電線路の、今主として電線路のことが一番多いと思ひます。

もう一ぺん言いますけれどもね。個人が持っているところの田畑、宅地、あるいは家屋の上とかいうものを——工事の实体というものはやはり短距離を行けばそれだけ工費は安くなるのです。従って、どうしてもそういうことをしなければならぬ。することが多いのです。その場合には補償はしておりません。むしろこれは予備的な調査段階には立ち入りの問題はないと思ひますけれども、こういう場合があると思ひますけれども、本工事でもってこれをやるのが往々あるのです。

○説明員(前田光嘉君) 電線路その他につきましては、土地収用法上は損失を受ける場合には当然損失補償すべきでありまして、実際にも取用委員会の裁定した場合には損失補償を出して出るようでございます。ただ、現在多く出しておりますのは、土地収用法の場合におけるところの補償ではなくて、任意の協議で進めておる場合が相当ございますので、こういう場合には、両当事者間の話し合いの都合によりまして、あるいは正当な土地収用法における補償はしないので、ただ当事者間の協議の上で補償する場合もあるわけなんです。しかし任意の場合におきまして、その下が宅地であるとか、あるいは宅地として相当な価値が出るような土地につきましては、話し合いの上で補償をしておるようにも聞いております。

○田中一君 あなた、それをほんとうに聞いておりますか。ただ法文がこうなっておりますから、そうなるのだらうというふうなことでは、困るので

す。おそろく電線を引くのに、本工事をした場合なら別ですけども、仮設

の場合には、別に、人の田畑を通すのに、何も一々聞いてやしませんよ。それが実態なんです。災害がないからいいやなものです。今の場合には、そのために災害があった場合にどうするかというのです。そこでそういう点がまだ足りないと思うのです。

ことにここにはつきり電線路も電気の事業令に該当するからかまわないのだということになる、これは大つぱらにやっておりますね。こういう点、実態というものを、おそろく前田さんは知らぬよ。それは法文でこうなっているからこうだというだけでは、困るのです。事実はどうなっているかというのを伺っているのですが、私が

知っている範囲では、そういうことは勝手にやっております。

○政府委員(町田稔君) 事実取用委員会にからない場合におきましては、今田中先生のおっしゃったようなのが実情だらうと思ひます。今回の改正法でここに掲げましたのは、従来、御承知のように、第三條の三十三号に書いてありますのと同じことを再び掲げてあるのでございまして、これが土地収用法が適用になりまして、取用委員会が裁決をいたします際には、こういうものにつきましても補償の規定に従って補償するということになると思ひます。

○田中一君 人の田畑の上に電線を通した場合補償するというのは、どういう形の補償になるのですか。またどのくらいが妥当な補償料ですか。

○政府委員(町田稔君) これは非常に事実問題としては評価がむずかしいと思うのでございまして、一体どの程度の損失が下の宅地の所有者等に生ずる

かということの算定になりますから、事実問題としてはきわめてむずかしいのでございまして、法規上は具体的に損失が生ずればこれは補償するということになっておりまして、法律としてはそれ以上の規定をすることは困難かと思ひます。

○田中一君 それからもう一つ、個人の所有している立木、こういうものが電線にひっかかると思ひます。具体的に、なま木に電線をひっかけるのですから、電流が通って、その部分だけ生長がとまるということはあると思ひます。そういうものは文句を言う対象になるのです。ごめんこうむる、おれの田畑の上に電線を通しては困るのだ、たとえば高圧線が自分の宅地の上を横断するのは困るという。現実の損失はどうかと言われても、それは損失などという性質のものではなく、精神的な非常に大きな不安があるのです。こういうものをやはり明確に必ず、そういうものが話し合いの上できまらなければ、補償しなければならぬということになってはいるはずなんですけれども、今度もう少し事業を遂行するために、さつき瀬戸山君が言ったように、私権よりも公益性の方にウェイトを置くという考えでこの改正

はなされたわけですが、実際のそういうものの扱いをどうしようとしているかというのを一番心配するのですが、精神的な不安といいますが、こういう問題をどう補償するか。補償だけでは済まないのです。これは撤去してもらわなければならぬのです。その場合には、そうすれば、そういう所はいけ

ないならいけないうと、たとえ補償があろうとなかろうと、金なんか一銭も

しくないのだ、取ってこれ、自分の頭の上に高圧線が通っちゃかなわぬからといった場合を、どうするか。それでも、法律では差しつかえないからやむを得ぬ、損害があるなら損害を言つてこいでは、通らぬと思うのです。私はそういう点が、現実の面において相当この法律の欠陥があると思うのです。またこういうことは再三再四指摘しているのです。ことにここに從來あつた三条にこれを入れるということだけならんでしようけれども、現実通りで現在やっているのです。そういう場合にこういうことが現場において明確に出てきた場合、実際どういふ考えを持つてゐるか。

これは酒井先生など、そういう仕事をやっておられるから、おわかりになると思ひます。おそらくそんなものは全然無視してやっております。そういう点を守るといふことは、私権を全部公益性でじゅうりんするのだという考え方ではなくして、私権を侵さない範囲における公益性の優先ということであつて、どこまでも私権を守ることが、憲法の建前からいっても、これは当然なのです。この場合に、こういう精神的な不安といふことが、そういう点を除却する方法があるかどうか。たとえば安全策道でもつてそれを守つていくとか、なんとかといふようなことが、ほかに政令が何かあれば別ですが、実際はどうなつておりますか。

○政府委員(町田稔君) ただいま田中先生の御意見のありました点はまことにごもっともでございます。単に損失を補償するといふことだけでは解決のできない場合が多かろうと思ひます。それで損失を補償する場合におき

ましても、どういう損失を補償すべきかという点はなかなかむずかしい問題でございます。これらの点につきましては、今後御指摘の点につきましても、大いに研究をいたして参りまして、適切な行政指導をして参りたい、こういうふうに考えております。

○田中一君 それじゃ、今の御答弁は、そういう点は通牒なりあるいは行政指導でもつて、そういう不安の起らないように措置すると、はつきり御言明があつたといふふうに了解していいですか。

○政府委員(町田稔君) そのように御了解いただきたいと思います。

○田中一君 それからさかき問題、これは政調の方でやつたことですから、質問はこれ以上は省きますけれども、先ほど瀬戸山さんも言つておられるように、私はこの土地収容法というものは、これは国民の権利を守る法律だといふ工合に解釈しております。これは決して国民の不利になることを強制する法律ではない、私は考えておるのです。従つて、今の私権をある程度制限して公益優先の立場をとるのだという瀬戸山君の説明には、僕は不満なのです。修正した議員もそういう考えを持つておるのでは、實際困るのです。

そういうものが議事録に残ることすら困るのです。少くとも私権といふものを守るために、公益優先といふことがあり得るのです。私はこういう解釈をしておるのです。私がこの改正案に一応賛成しようとする気持ち、私権を守るために公益優先という形が現われてくるのだと思ふ。これは狭義の場合と広義の場合の解釈の問題であつて、こういう建前を政府がとつてもらわな

れば困るのです。そこで今回の土地収用法の改正に伴ひまして、行政指導なり通牒なりで、どこまでも狭義の私権といふものを、あるいは広義の私権といふものを、一切守るために公益優先の場合があるのだ。その場合に、どこまでも精神といふものは私権の擁護といふことに尽きるという考え方から出發するところの改正であるといふこと、御言明願ひたいと思ふのです。

従つて、この改正案が通過した際には、どこまでも私権を守るといふ建前には變つておらないのだといふ点を明確に説明してもらふと、どうも党議の決定では私には不満なんです。そういう点は決して言葉のおやでございませといふのではないのです。この法律を施行する行政官がほんとうのその腹を

持つてからなければ、すべて運用されるおそれが多分にあるのです。そういう点は一つ局長から明確に態度といふものを、考え方といふものを表明していただきたいと思います。

○政府委員(町田稔君) ただいま田中先生の御意見でございます。土地収用法を所管しております者として、土地収用法は、大へんありがたい御意見だつたと拝聴いたしましたのでございます。私どもも全く、今の先生のお話のように土地収用法を解釈いたしております。従つて、この法律によつてむしろ私権が守られるといふことを確信をいたしております。今後この土地収用法を具体的に適用いたします局にありますあるいは地方の土木部長、あるいは地方の建設局長等の会議等におきまして、その点の趣旨を十分に徹底させまして、今の御趣旨に沿うよう行政の運用をいたして参りたい、こういうよ

うに考えております。
○委員長(赤木正雄君) ほかに御質疑ありませんか。
午前十一時二十三分速記中止
ちよつと速記をとめて。

午前十一時四十九分速記開始
○委員長(赤木正雄君) 速記を起して。別に質疑がなければ、これで質疑は終了したものと御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤木正雄君) では、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにして、お述べを願ひます。

○小澤久太郎君 私は自由民主党を代表して、改正案に賛成いたすものであります。

近來ダム、道路等の建設が盛んになるとともに、土地収用法の手續によるものも増加して参りましたが、本改正案は、法の公正かつ迅速なる運用、手続の簡素化ははからうとするものでありまして、適當なものと私は考えるものでございます。すなわち、従来の建設大臣の事業認定の権限に、主要港灣、飛行場、通信、放送、電気事業等のおもなるものが加わりましたことは、地方におけるこれら事業の促進に役立つことと存する次第でございます。また、申請書の取扱ひ、関係行政機関の意見の聴取その他手續を簡素化してまいりますことも、時宜に達しておることと存する次第でございます。

私は、右のような理由によりまして、本改正案に賛成いたすものでござい

その理由は、この法案は衆議院の先議でありまして、衆議院の審議の過程は、社会党案として単独に出しましたところの法律案と並行審議をするといふような話になつておつたのであります。ところが、むろん衆議院におきましてはわれわれの方は少数党でございます。従つて、出しましてはこれに決されるという点を考えまして、現在の政府提案の改正案に對しまして、われわれの意図するところを十分織り込んだ共同修正案を作成し、この修正案をもつてわれわれは一応、一応本改正案には了承しよう、こういうことにきめたわけでございます。しかしながら、社会党といひましては、本改正案以上の改正案を準備しております。従つて、次国会にはほんとうに土地収用法の精神を生かし、かつ事業の公益性並びに国民の私権といふものを十分尊重するような改正案を提案するつもりであります。

従ひまして、今回の原案並びに修正案に對しましては、改善の策として賛成はいたしませんが、この運用に當りましては、十分私権といふものの擁護という土地収用法の精神を体しまして、妥當なる行政措置をとられんことを要望いたしまして、本法案に賛成するものでござい

○委員長(赤木正雄君) ほかに御発言ありませんか。——御発言がないようでありますから、討論は終局したものと認めます。

これから採決を行います。土地収用法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の諸君の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕

○委員長(赤木正雄君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないと認めます。よって、さように決定いたしました。

それから報告書に多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

石井 桂 小澤久太郎
近藤 信一 大谷 賢雄
酒井 利雄 西岡 ハル
武蔵 常介 小笠原三男
田中 一 若木 勝蔵
村上 義一

○委員長(赤木正雄君) 速記をとめて。午前十一時五十五分速記中止

午後零時三十分速記開始

○委員長(赤木正雄君) 速記を始めて。これをもちつて開会いたします。

午後零時三十分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、北海道特殊河川クヌプチ川改修工事施行に関する請願(第一三二五号)

一、北海道支笏湖周辺の観光産業道路開さくに関する請願(第一三二六号)

第一三二五号 昭和三十一年四月二十日受理

北海道特殊河川クヌプチ川改修工事施行に関する請願

請願者 北海道千歳郡千歳町長 山崎友吉外一名

紹介議員 木下 源吾君

北海道クヌプチ川は、曲折はなはだし、延長二十キロの特殊河川で、馬追山、安平山を結ぶ高台下にあるため降雨のときは一時に出水し、下流の協和、泉郷両部落約百六十戸は常に水魔におびやかされ、一部改修と切替工事を実施したのであるが、遂に七月十二日から二十三日にかけての豪雨は流域一帯の千歳町の耕地二百二十町歩を流失埋没するに至つたから、かかる被害を防止するため、現在実施中の長都原野におけるクヌプチ川の改修工事を引き続き上流五キロの地点まで延長実施せられたいとの請願。

第一三二六号 昭和三十一年四月二十日受理

北海道支笏湖周辺の観光産業道路開さくに関する請願

請願者 北海道千歳郡千歳町長 山崎友吉外一名

紹介議員 木下 源吾君

国立公園支笏湖をして、観光並びに産業に寄与せしめるために、(一)支笏湖周辺道路、(二)石切山、ポロピナイ間道路、(三)白老、美笛川口間道路等の開さくを促進せられると共に、千歳から支笏湖、美笛、大滝村、喜茂別村、

倶知安町を経て日本海に通ずる防衛産業道路を設けられたいとの請願。

五月四日本委員会に左の件を付託された。

一、一級国道八号線中一部改良工事施行に関する請願(第一三二七号)

第一三二七号 昭和三十一年四月二十七日受理

一級国道八号線中一部改良工事施行に関する請願

請願者 新潟県糸魚川市長 中村又七郎外四名

紹介議員 西川弥平治君

一級国道八号線中、直江津市から、新潟、富山県境の青海町大字市振地内に至る間は、日本海に沿ひ、背後に山をひかえている関係上幅員が極めて狭くその上曲折が著しいため道路交通上多大の支障をきたしている。しかるに当地方は、今秋には国有鉄道大糸線も全通のはこびとなつており、それにとりなり政治、経済、文化の交流に一大飛躍が期待され、又当地方の豊富な資源の総合開発が着手されつつあることを考えると輸送能力の整備拡充は緊急を要する問題であるから、実情を調査の上、すみやかに一級国道八号線(直江津から新潟県青海町まで)の改良工事を実施せられたいとの請願。

昭和三十一年五月十日印刷

昭和三十一年五月十一日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局